大曲地域屋外スポーツ施設 指定管理者募集要項

(施設1) 大仙市総合公園野球場

(施設2) 大仙市総合公園テニスコート

(施設3) 大曲ファミリースキー場

秋田県大仙市教育委員会 生涯学習部スポーツ振興課

令和2年7月13日

大曲地域屋外スポーツ施設指定管理者募集要項

1 募集する施設の概要等

【施設1】

- (1) 名 称 大仙市総合公園野球場
- (2) 所在地 大仙市内小友字明通地内
- (3) 施設の範囲
 - ① 敷 地 面 積 48,949.29㎡
 - ② 建 築 面 積 2,774.75㎡
 - ③ 延床面積 4,299.94㎡
 - ④ グラウンド面積 13,457.63㎡

内野(クレイ舗装)外野(芝舗装・アンツーカ舗装)

⑤ 収 容 人 員 5,420人

メインスタンド 840席

内野スタンド 2,576席

外野スタンド 2,000人収容(芝生)

身体障がい者席 4席

⑥ 施設・設備の内容

両翼100m センター122m

バックストップ (ラバーフェンス張り)

スコアボード表示 磁気反転方式 (一部LED方式)

ダッグアウト2室 室内練習場2室

選手控え室2室 シャワー室2室

選手トイレ2室 外野スタンド入口トイレ2室

本部室 事務室 給湯室 ミーティングルーム

医務室 審判控室 記者室 エントランスホール

休憩室 身体障害者観覧席 身体障がい者トイレ

観客トイレ2室 倉庫3室 用具庫4室 砂置場

駐車場 普通車473台 大型バス22台

(隣接駐車場 普通車151台 大型バス8台)

(仮設駐車場 普通車322台 大型バス14台)

⑦ 施設の設置年月日 平成17年4月1日

【施設 2 】

- (1) 名 称 大仙市総合公園テニスコート
- (2) 所在地 大仙市内小友字中沢頭地内
- (3) 施設の範囲
 - ① 敷 地 面 積 16,000㎡
 - ② 施設・設備の内容 テニスコート12面(砂入人工芝) ナイター照明20基 管理棟(2階建)
 - ③ 施設の設置年月日 平成11年4月1日

【施設3】

- (1) 名 称 大曲ファミリースキー場
- (2) 所在地 大仙市内小友字中沢地内
- (3) 施設の範囲
 - ① ゲレンデ面積 34,000㎡
 - ② 施設・設備の内容 リフト (ペアリフト搬器機87台)

ナイター設備(ゲレンデ照明9基 リフト照明8基)

管理棟兼休憩所(鉄骨造2階建 478.24 m²)

車庫 (鉄骨平屋建 101.64 m²)

圧雪車車庫 (35.00 m²)

駐車場(面積7,312.60㎡ 278台)

上水道ポンプ小屋

③ 施設の設置年月日 平成2年12月1日

2 管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとします。

大仙市大曲地域屋外スポーツ施設はスポーツ及びレクリエーションの普及振興を 図るとともに市民の心身の健全な発達、健康と体力向上及び交流の増進に寄与する ことを目的として設置されたものである。この目的遂行のため、公平な管理運営の もと施設の利用促進に努めるとともに、利用者の意見を反映させ質の高いサービス を提供する。また、効率的管理運営を目指し経費の削減に努める。

なお、スキー場施設については観光に資する目的を有しているため、集客を図る ため施設のPRに努め、利用者の安全確保を第一に効率的な管理運営に努める。

- 3 指定管理者が行う管理の基準
 - 指定管理者が管理を行う際の基本事項は、次のとおりとします。
- (1) 利用期間及び利用時間

【施設1】大仙市総合公園野球場

(1) 利用期間 4月1日から11月末日まで

室内練習場については、4月1日から翌年の3月末日まで

- (2) 利用時間 4月1日から11月末日までは、午前5時から午後7時まで 室内練習場については、午前5時から午後9時までとし、12月 1日から翌年の3月末日までには、午前10時から午後8時まで
- (3) 休 業 日 12月29日から翌年の1月3日

【施設2】大仙市総合公園テニスコート

- (1) 利用期間 4月1日から11月末日まで
- (2) 利用時間 日中 午前5時から午後7時まで ナイター営業については、午後7時から午後9時まで
- (3)休業日 8月13日及び8月第4土曜日

【施設3】大曲ファミリースキー場

- (1) 利用期間 12月23日から翌年の2月末日まで
 - ※ただし、毎年積雪等の状況により、シーズンの営業開始前に指 定管理者と市が協議を行い、市の承諾を得られた場合、変更でき るものとします。
- (2) 利用時間 日中 午前9時から午後4時まで ナイター営業については、年末年始、休祭日前日の午後6時から 午後9時まで
 - ※ ただし、ナイター営業については、指定管理者と市が協議を することができるものとし、市の承諾を得られた場合、指定 管理者の裁量により変更できるものとします。

【全施設共通事項】

- (1) 個人情報の取り扱い
 - ・ 指定管理者は、大仙市個人情報保護条例(平成17年大仙市条例第20号)の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らしたり管理以外の目的に使用してはならない義務を負います。
- (2) 情報公開
 - ・ 指定管理者は、大仙市情報公開条例(平成17年大仙市条例第18号)の 規定を遵守し、施設の管理に関して保有する文書や情報の積極的な公開に努 める義務を負います。
- (3) 関係法令等の遵守
 - ・ 指定管理者は、施設の管理を行うにあたっては、関係法令や関係条例等の

規定を遵守する義務を負います。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

・ 業務の範囲については、別添「大曲地域屋外スポーツ施設管理業務の内容 及び基準について」を参照してください。

なお、部分的な業務については、市の承諾を得たうえで他の事業者に再委 託することができるものとします。

(2) 指定管理者と市の責任分担

・ 指定管理者と市との責任分担は、別表1のとおりとします。 ただし、表に定める事項に疑義がある場合や定めのない事項については、 互いに協議をして定めることとします。

5 指定管理者の指定期間

・ 指定期間は、原則として令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間と します。

なお、この指定期間は、指定に係る市議会の議決後に正式な指定期間となります。

6 利用料金収入

・ 利用料については、指定管理者の収入とします。

また、この利用料金の額は、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される額を上限として、市長の承認を受けて指定管理者が自ら定めることになります。

・ 施設を利用する者が、条例、規則で規定する減免の対象者の場合は、利用料金について同様の減額又は免除をお願いします。

なお、基準費用額については、減免した後の利用料金収入を基に積算した金額となっております。

7 物品等の販売

施設における物品等の販売については、別途協議とします。

8 業務にかかる経費

・ 大曲地域屋外スポーツ施設の管理に要するすべての経費は、利用料金及び大仙市が 支払う指定管理料及びその他収入をもって充てるものとします。

市が示す指定管理料の基準となる額は、別添「大仙市屋外スポーツ施設管理業務の内容及び基準」において、基準費用額として示しています。

指定期間内に支払う指定管理料の額は、収支計画書において提示のあった額を基に 双方確認の上、本協定を締結します。 指定管理料の支払方法等については、指定管理者と協議の上、年度ごとに締結する「年度協定」で定めることとなります。

過去2年間及び今年度(見込み)の大曲地域屋外スポーツ施設の利用者数、収入及 び施設維持管理費等については、別添「管理業務の内容及び基準」の資料を参照して ください。

なお、大曲ファミリースキー場の経費は天候等により大きく左右されるため、降雪 状況により経営に差し障る恐れがある場合、経費について協議を行うものとします。

9 応募者の資格等

- (1) 応募者は、市内に事業所を設置する法人その他の団体(以下「法人等」といい ます。)とします。
- (2) 応募者は、次に掲げる要件を満たす法人等とします。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
 - ② 指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 貴団体に課税される国税、都道府県税、市町村税、消費税について、滞納せず全て納付していること。
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
 - ⑥ 大曲地域屋外スポーツ施設の営業期間中において、安全統括管理者、索道技術管理者、索道技術管理員、全日本及び県スキー連盟公認ゲレンデパトロール員等、施設管理に必要とされる有資格者を常駐させること。
- (3) 複数の法人等がグループを構成して応募する場合(以下「グループ応募」といいます。)は、代表となる法人等を定めてください。
 - また、グループ応募の全ての構成員は(1)と(2)の要件を満たす必要があります。
- (4) 単独で応募した法人等がグループ応募の構成員となること及びグループ応募の 構成員である法人等が他のグループ応募の構成員となることはできません。
- (5) 応募者は、次に掲げる実績を満たす法人等とします。
 - ① 過去5年以内に、今回募集する施設や類似施設(野球場、テニスコート、スキー場等の体育施設)において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有すること。
 - ② グループ応募の場合においては、過去5年以内に、今回募集する施設や類似施設(野球場、テニスコート、スキー場等)において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実

績を有する法人等が構成団体に含まれていること。

なお、グループ応募の場合においては、類似施設の管理運営の実績を有する 法人等が中核となって、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務等を行うこ と。

10 応募書類

- (1) 指定申請書(様式1)
 - ①申請団体の概要(様式1-1)
 - ②申請の理由 (様式1-2)
- (2) 事業計画書(様式2-1~2-13)
- (3) 収支計画書(様式3) ※指定管理期間の各年度ごとに作成すること。
- (4) 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあっては、規約等これに準ずるもの)
- (5) 登記簿謄本あるいは登記事項証明及び印鑑証明 ※申請前の3ヶ月以内に取得 したもの。
- (6) 団体の収支決算書及び事業報告書
 - ①貸借対照表、損益計算書(又は修正計算書) ※過去3事業年度分
 - ②事業(営業)報告書 ※過去3事業年度分
- (7) 直近1年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨の証明書
 - ①国税(法人税、消費税及び地方消費税)、県税(法人県民税、法人事業税等)
 - ②法人市民税等 ※大仙市内に本店・支店または営業所等がある団体
- (8) 上記のほか市長が特に必要と認める書類
 - ①役員名簿及び履歴書
 - ②主な株主または出資者の名簿
 - ③9応募者の資格等の(2)の⑥に示す資格を有している証明書類。
 - ④類似施設の管理実績を証明することができる書類 (指定管理者指定通知の写しや一部管理業務委託の契約書の写し等)
- (9) グループの構成員及びグループ応募の場合における各団体の役割、責任分担 に関する事項(書式1-1, 1-2) ※グループ応募の場合
- (10) 提出部数
 - 正本 1部 副本 17部 (コピー可)※A4フラットファイルに綴じて提出してください。
- (11) 留意事項
 - ① 必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - ② 応募1法人等又は1グループにつき、申請は1件とします。
 - ③ グループ応募の場合には、構成団体ごとに10応募書類の(1)①及び(4)~(8)の添付書類を作成してください。
 - ④ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格となります。
 - ⑤ 提出された書類の内容を変更することはできません。
 - ⑥ 提出された書類は返却しません。

- ⑦ 提出された書類は原則として公表しません。ただし、指定管理者候補団体の 選定、議会による指定管理者の議決のための資料その他必要な場合は、提出書 類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ⑧ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担となります。
- ⑨ 指定申請書提出後の辞退の場合は、辞退届(書式2)を提出してください。

11 応募の手続

- ・ 応募手続及びスケジュール等については、次のとおりとします。
- (1) 応募書類の提出方法
 - ・応募書類の提出は、持参とします。
- (2) 応募書類の提出場所
 - 大仙市教育委員会 生涯学習部スポーツ振興課 〒014-0062 大仙市大曲上栄町2番16号 大曲図書館3階 電話0187-63-1111 (内線343)
- (3) スケジュール

期 間 等	内 容
令和2年7月13日~	募集要項の配付
令和2年7月22日	現地説明会及び現地見学会
令和2年7月13日~8月3日	募集に関する質問書の受付
令和2年8月12日	質問に対する回答
令和2年8月17日~8月24日	応募書類の受付

(4) 留意事項

- ① 応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- ② 応募者は、可能な限り現地説明及び現地見学会に参加するようにしてください。参加する場合は、前日の午前中までに参加申込書(書式3)の提出が必要です。
- ③ 募集に関する質問は、質問書(書式4)により行ってください。郵送(受付期限まで必着)、ファックス、Eメールのいずれも受付いたしますが、電話、口頭による質問は受付しません。
- ④ 質問に対する回答は、市のホームページに掲載いたします。

12 指定管理者の候補団体の選定

- (1) 指定管理者の候補団体の選定は、市長が行います。
- (2) 応募者の審査は、市長の附属機関として設置する指定管理者選定委員会が、次に示す審査項目により行います。
 - ① 施設の設置目的及び管理の方針との整合性
 - ② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ③ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果

- ④ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
- ⑤ 施設の維持管理の内容、適格性、効率性及び実現の可能性
- ⑥ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- (7) 安定的な運営(人的及び経理的基盤)
- ⑧ 類似施設の運営実績
- ⑨ 地域雇用
- ⑩ 法令等の遵守
- ⑪ 緊急時
- 迎 自主管理評価
- ③ その他
- (3) 審査は、提出された事業計画書等により審査を行います。 応募者(団体)は指定管理者選定委員会に出席し、提案内容の説明を行うも のとします。
- (4) 選定結果の通知は、令和2年10月中旬ごろまでに文書で通知します。
- (5) 選定委員会の審査結果については原則公開とします。公表する項目は自社及び 他の申請団体の審査結果とします。

13 指定管理者の候補団体の選定後の手続等

- (1) 候補団体と市との協議
 - ・ 候補団体と市は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った 場合には、この内容に係る候補団体からの承諾書の提出をもって仮協定としま す。

この場合、市は、必要に応じて候補団体の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補団体はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

また、候補団体と市との協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募団体を指定管理者の候補団体として協議を行うことになります。

- (2) 指定管理者との協定締結
 - ・ 指定管理者の指定に関する事項について議会の議決を経て、候補団体を指定 管理者として指定するとともに、指定期間における基本的事項を定めた「基本 協定」と年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

14 指定管理者の評価及び指導

- (1) 大曲地域屋外スポーツ施設の効果的かつ効率的運営を確保するため、指定管理者の業務実施状況やサービス等について評価を行います。評価の結果、施設の運営について改善等必要な場合は、指定管理者に対し、指導、助言、協議を行い、これに従わない場合は指定の取り消しを行うことがあります。
- (2) 指定管理者は、評価にあたって市が求める資料については、遅滞なく提出する

ものとします。

(3) 評価結果については、ホームページに公開します。

15 留意事項

- (1) 指定管理者が、指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況等の 悪化等により事業の履行が確実でないと認められるときや社会的信用を著しく損 なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指 定を取り消し、協定を締結しない、又は協定を解除することがあります。
- (2) 市は、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者としての業務の継続が困難と認められるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合において、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償を求めることがあります。
- (3) この応募に関し、応募者が選定委員に接触することはできません。接触の事実が認められる場合は、失格となることがあります。
- (4) 原則として、会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却 資産にかかる固定資産税等は課税対象となります。

16 問い合わせ先

大仙市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課 〒014-0062 大仙市大曲上栄町2番16号 大曲図書館3階

電話0187-63-1111 (内線343)

メールアドレス kyouiku-sup@city.daisen.lg.jp

(別表1)大曲地域屋外スポーツ施設リスク分担表

		負 担 者			
種類	内 容	市	指定 管理者	備 考	
	募集要項等の市が作成した書類の内容の誤りによるもの	0			
募集及び応募等	申請書等の指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		0		
	申請に関して必要となる費用		0		
議会の議決が得られなかった等、協定が締結	申請に関して負担した費用及び生じた損害		0		
できなかった場合	管理運営の準備のため負担した費用及び生じた損害		0		
債務不履行	市が協定内容を不履行した場合	0			
18427 T 787 T	指定管理者が業務及び協定内容を不履行した場合		0		
	施設の管理運営業務に関する法令等の変更による費用の増加	0		消費税、地方消費税等	
運営費用の上昇	上記以外で指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更による 費用の増加		0	法人税等	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加		0	「特記事項」参照	
需要変動・施設の競合	需要の見込み違いや競合施設の影響による利用者減少及び収入 の減少		0		
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		0		
安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や事 故、犯罪発生等		0		
施設•設備	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		0		
(大仙市総合公園野球	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	0			
場、大仙市総合公園テニスコート)	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		0		
	経年劣化等による1件20万円未満の修繕		0		
施設・設備 (大曲ファミリースキー	経年劣化等による1件20万円以上の修繕	0			
場)	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		0		
	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		0		
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	0			
備品·消耗品 (大仙市総合公園野球	備品の更新	0	0	備品更新時の責任分 担については別添の 備品一覧に定める	
場) (大仙市総合公園テニ スコート)	備品一覧に上がっていない1件10万円以上の備品の新規購入	協	議		
	備品一覧に上がらない1件10万円未満の消耗品等		0		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰す べき事由による備品の損傷		0		
	経年劣化等による1件20万円未満の修繕		0		
	経年劣化等による1件20万円以上の修繕	0			
備品・消耗品 (大曲ファミリースキー 場)	備品の更新	0	0	備品更新時の責任分 担については別添の 備品一覧に定める	
	備品一覧に上がっていない1件20万円以上の備品の新規購入	協	議		
	備品一覧に上がらない1件20万円未満の消耗品等		0		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による備品の損傷		0		

er sterr		負 担 者		/## ##	
種 類	内容	市	指定 管理者	備 考	
	指定管理施設の火災保険の加入	0			
保険の加入	施設利用者に係る保険の加入	0	0	それぞれの責任にお いて保険に加入する こと	
	自主事業の実施に係る保険の加入		0		
管理運営上の事故等	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき 行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		0	市が求償権を行使	
に伴う損害賠償	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	0			
不可抗力(※1)	不可抗力による施設設備の復旧費用	0			
不可抗力による業務の休止、変更、延期又は臨時休息		協	議	「特記事項」参照	
指定期間終了	指定期間が終了した場合又は、指定を取り消した場合の撤去に関する撤去費用		0		
引継ぎに係る費用	指定期間開始前及び期間が終了した場合の業務の引継ぎに係る 費用		0		

^{※1} 不可抗力:天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)、法令変更及び その他(突発的な施設設備の不具合等)など、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然 的または人為的な現象

【特記事項】

- 1. 市が実施または要請する事業等への対応
 - (1) 市が実施または要請する事業等への対応は、積極的かつ主体的に対応すること。 (例) 緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等
- 2. 不可抗力による指定の取り消し
 - (1) 市または指定管理者は、不可抗力の発生により、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとし、協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。
 - (2) 前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として両者の協議により決定することとする。
- 3. 大規模修繕等に係る対応
 - (1) 不可抗力による緊急的な大規模修繕、又は計画的な改修等が必要となり、施設の開館に影響を及ぼすこととなった場合における管理費及び利用料金収入等の取り扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。
 - (2) 前項の協議によって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則とする。
- 4. 物価及び金利の変動に伴う費用の増加の対応
 - (1) 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加については、原則、指定管理者の負担とするが、収支計画に多大な影響を与える場合については、市と指定管理者で協議を行うこととする。

大曲地域屋外スポーツ施設管理業務の内容及び基準について

1 管理の基本方針

・ 指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとします。

大仙市大曲地域屋外スポーツ施設はスポーツ及びレクリエーションの普及振興を 図るとともに市民の心身の健全な発達、健康と体力向上及び交流の増進に寄与す ることを目的として設置されたものである。この目的遂行のため、公平な管理運 営のもと施設の利用促進に努めるとともに、利用者の意見を反映させ質の高いサ ービスを提供する。また、効率的な管理運営を目指し経費の削減に努める。

なお、スキー場施設については観光に資する目的を有しているため、集客を図るため施設のPRに努め、利用者の安全確保を第一に効率的な管理運営に努める。

2 管理業務に関する事項

- (1) 管理業務の概要
 - ①組織及び人員配置

管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

②受付·案内業務

利用者へのサービスに支障のないよう、適切な対応を行うこと。また、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

③利用実績等

毎月の利用実績(利用人数、利用率、利用料金収入等)を明らかにするため の必要な帳簿を作成すること。

- ④緊急時の対応
 - ア 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての 対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
 - イ 利用者の急な病気、ケガ等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し 的確に対応すること。
- ⑤管理業務の詳細

具体的な管理業務の内容については、別紙1のとおりである。

- (2) 事業計画書及び報告書の提出
 - ①事業計画書等の提出

毎年度末までに、翌年度の下記事項を含む管理に関する事業計画書及び収支 計画書等を作成し、市に提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

ア 管理体制

- イ 管理業務の実施計画
- ウ 利用者数の計画
- エ 管理に係る経費の収支計画
- オ 自主事業の実施計画に関する事項
- カ その他指示する事項
- ②業務報告書等の提出

毎月の業務の実施状況及び収支の状況等について、その翌月の10日まで報告すること。

③事業報告書等の提出

毎年度終了後60日以内に、下記の内容について事業報告書等を提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

- ア 管理体制
- イ 管理業務の実施状況
- ウ利用者数の実績
- エ 管理に係る経費の収支状況
- オ 自主事業の実施状況に関する事項
- カ その他指示する事項
- (3) 施設利用者に対するアンケート等の実施及び自己評価について
 - ①施設利用者に対するアンケート等の実施

施設利用者の利便性の向上のため、アンケート等を実施し、施設利用満足度 や意見等を聴取すること。また、その結果及び業務改善への反映状況について 報告すること。

②自己評価

上記①の結果及び利用実績の分析により自己評価を行うとともに、その改善策を事業報告書とあわせて報告すること。

- (4) 区分経理について
 - ①区分経理

指定管理者は施設の管理業務に係る経理と自身の団体等の業務に係る経理と を区分して経理すること。

②収入と支出の適正管理

指定管理者は、指定管理業務専用の口座や帳簿等により、収入と支出を適切 に管理すること。

3 保守管理及び施設設備等に関する事項

(1) 保守管理業務

施設における活動に支障をきたす事態が生じることの無いよう、保守管理体

制を整備すること。

現在行っている、設備、機器等の保守管理業務は、別紙2のとおりである。

(2) 保険

市は、施設に対する災害共済及び市の瑕疵・過失に起因する事故等に対する 総合賠償保険に加入する。 (市が加入する総合賠償保険の概要については、別 紙4を参照すること。)

指定管理者は、施設及び設備の管理に起因する事故等に対して、賠償責任を 負う場合や、自主事業の実施において、自らの瑕疵・過失に起因する事故等に 対して、賠償責任を負う場合又は、市からの求償等に備え、指定管理者の責任 において、必要と考える範囲の保険(履行保証保険、施設損害保険、第三者へ の損害賠償等)に加入すること。

(3) 施設設備及び備品

- ①施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うこと。なお、 不具合が生じた場合は市に報告し、募集要項のリスク分担表(別表1)の定め に従い対応すること。
- ②新たに備品が必要な場合は、市に協議すること。なお、備品の管理にあたって は、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。
- ③備品の一覧については、別紙3を参照すること。

(4) 修繕

①応急的な修繕

施設において、破損、損壊または老朽化により、管理上直ちに修繕を行う必要がある場合は、速やかに市に報告すること。

②計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、 市に修繕の箇所、金額、優先順位等を報告すること。

(5) 関係書類の整備

保守管理にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し保管すること。

(6) 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故または故障が発生したときは、速やかに市に報告し、 指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合または軽微な事故・故障等の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずること。

(7) 関係法令等の遵守

当該施設の管理にあたっては、本基準のほか、関係する法令及び大仙市の条例、規則等を遵守すること。

4 その他

(1) 補償対策

指定管理者の管理上の瑕疵により、利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者が損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、両者協議のうえ対応すること。

(2) 市からの指示等への対応

- ①市から、施設の管理及び経営状況及び施設の現状等に関する調査または作業の 指示があった場合には、迅速かつ積極的な対応を行うこと。
- ②市が実施または要請する事業等への対応は積極的かつ主体的に対応すること。 (例) 緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等
- ③市が行う指定管理者の評価には積極的に協力するとともに、評価の結果指導及 び助言があった場合には、これに従うこと。

(3) 災害等非常時の対応

- ①災害等の非常の事態が発生した場合は、避難所としての指定の有無にかかわらず、市からの指示により施設を使用させるものとすること。
- ②市と指定管理者は有事に備え、避難所等の開設、運営が円滑に行えるよう事前に協議するとともに、避難所等開設時には、運営に協力すること。

【施設1】大仙市総合公園野球場 管理業務一覧

*日常業務(毎回実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検、整備	施設内外の巡回、設備点検、施設整備、記念樹管理	毎日	
利用予約受付	予約受付及び案内	毎日	
利用申請書の受付	利用申請書の受付及び許可書の発行	毎日	
利用料金の収受・管理	利用料金の収受と領収書の発行	毎日	
利用状況の確認	利用者等を台帳に記載	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
グラウンド整備等	グラウンドの整備及び室内練習場の整備	随時	
駐車場の管理	駐車場の清掃及び保守管理	随時	
施設備品の管理	備品の貸し出し及び保守管理	毎日	
記念樹の管理、冬囲い	記念植樹の樹木、案内プレート	随時	
施設内の清掃	玄関、トイレ、更衣室 他	毎日	
施設外の清掃	玄関周り、施設周り 他	毎日	
ゴミ収集・運搬業務	施設内及び施設周りのゴミ収集及び運搬	週2回	
施設内清掃業務	施設内及び施設周りの清掃	週1回	

野球場周辺の植木や芝生などは、公園部分として大仙市建設部都市管理課で植物管理(剪定等)を 実施している部分があります。詳細については、スポーツ振興課にご確認ください。

*月次業務(毎月定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用状況及び利用料金の報告	月1回	
光熱費等の支払い	電気料、上下水道料等の支払い	月1回	
保守管理	净化槽保守点検業務	月2回	

*年間業務(年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業・収支計画書の提出	年度計画の報告	年1回	
委託業者等の契約等	委託業者との協議及び契約	年1回	
年次報告	事業報告書の作成・報告	年1回	
除排雪	施設周辺部除雪	適宜	
利用団体調整	各団体の年間大会等スケジュールの調整	年1回	
保守管理	スコアボード設備保守点検業務	年1回	
	警備保障業務	通年	
	自家用電気工作物保守点検	年12回	
	消防設備点検業務	年2回	
	外野芝管理業務	年6回	
	冬期間の凍結防止、春の開栓業務	年1回	

【施設2】大仙市総合公園テニスコート管理業務一覧

*日常業務(毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検、整備	施設内外の巡回、設備点検、施設整備	毎日	
利用予約受付	予約受付及び案内	毎日	
利用申請書の受付	利用申請書の受付及び許可書の発行	毎日	
利用料金の収受・管理	利用料金の収受と領収書の発行	毎日	
利用状況の確認	利用者等を台帳に記載	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
駐車場の管理	駐車場の清掃・草刈及び保守管理	随時	
施設備品の管理	備品の貸し出し及び保守管理	毎日	
施設内の清掃	管理する施設の屋内清掃業務	毎日	
施設外の清掃	管理する施設の屋外清掃業務 (屋外トイレ含む)	毎日	

駐車場は、大曲ファミリースキー場と一部共有となります。

テニスコート周辺・中央の植木や芝生などは、公園部分として大仙市建設部都市管理課で植物管理 (剪定等)を実施している部分があります。詳細については、スポーツ振興課にご確認ください。

*月次業務(毎月定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用状況及び利用料金の報告	月1回	
光熱費等の支払い	電気料の支払い	月1回	
保守管理	净化槽保守点検業務	月1回	

*年間業務(年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業・収支計画書の提出	年度計画の報告	年1回	
委託業者等の契約等	委託業者との協議及び契約	年1回	
年次報告	事業報告書の作成・報告	年1回	
除排雪	施設周辺部除排雪、屋外トイレ・浄化槽・分電盤の雪下ろし	随時	
利用団体調整	各団体の年間大会等スケジュールの調整	年1回	
保守管理	消防設備点検業務	年2回	
	警備保障業務	通年	
	冬期間の凍結防止、春の開栓業務	年1回	
	自家用電気工作物保守点検業務	年12回	

【施設3】大曲ファミリースキー場管理業務一覧

*日常業務(毎回実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検、整備	施設内外の巡回、設備点検、施設整備	毎日	
利用予約受付	予約受付及び案内	毎日	
利用料金の収受・管理	利用料金の収受、日計集計、利用料減免に関する事務手続き	毎日	
利用状況の確認	利用者等の集計事務	毎日	
施設等の管理	工作物全体の目視及び動作確認	毎日	
利用者の安全管理	リフトの運行業務、利用者への安全指導と緊急時の対 応、屋内外のパトロール	随時	
敷地内の管理	ゲレンデ整備、駐車場、道路等の清掃、除排雪、保守管理	随時	
施設備品の管理	備品の貸し出し及び保守管理	毎日	
管理施設の清掃	管理する施設の清掃業務(屋内・屋外)	毎日	
駐車場除排雪業務	駐車場の除排雪	毎日	12~2月
ゴミ収集業務	施設内及び施設周りのゴミ収集及び運搬	週2回	
清掃業務	ロッチ内及び周辺の清掃	週4回	12~2月
スキー場ゲレンデパトロール業務	ゲレンデ内安全及び防犯パトロール	毎日	12~2月

駐車場は、大仙市総合公園テニスコートと一部共有となります。

*月次業務(毎月定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用状況及び利用料金の報告	月1回	
光熱費等の支払い	電気料、上下水道料等の支払い	月1回	
保守管理	净化槽保守点検業務	月1回	

*年間業務(年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
営業期間の協議	積雪等の状況により、営業期間を市と協議	年1回	営業前
事業・収支計画書の提出	年度計画の報告	年1回	
委託業者等の契約等	委託業者との協議及び契約	年1回	
年次報告	事業報告書の作成・報告	年1回	
除排雪	施設周辺部除排雪、屋根の雪下ろし等	随時	
利用団体調整	スキー教室等の調整	年1回	
保守管理	索道整備点検業務	年1回	
	警備保障業務	通年	
保守管理	貯水槽清掃業務	年1回	
	自動ドア保守管理業務	年2回	
	消防設備点検業務	年2回	
	自家用電気工作物保安管理業務	年5回	11~3月
	圧雪車保守点検業務	年1回	

なお、大曲ファミリースキー場の詳細な管理業務について別紙1-2に定める

(施設3) 大曲ファミリースキー場の詳細な管理業務

1. 管理業務

- (1) ゲレンデ管理
 - ① 冬季にゲレンデとなる箇所は、刈払機械により切株を低くし、スキー滑走の障害にならないよう刈り払いすること
 - ② 騒音等で周辺住民より苦情が寄せられないよう、駐車場に看板等を設置し啓発を図ること
 - ③ その他、付帯する管理業務に関すること

2. 冬季業務

- (1) 施設利用申込受付
 - ・団体利用等の受付及び各種問合せ対応
- (2) 利用料金徴収業務(リフト券販売)
 - ・リフト券発行に伴う料金の受領、領収書の発行、日計集計等
- (3) 施設利用料減免に関する事務手続き
- (4) ゲレンデパトロール
 - ・全日本及び県スキー連盟公認有資格者によるゲレンデ内巡回、利用者誘導及び傷病者への対応
- (5) リフト運行業務
 - ・リフトの運転、乗降時の利用者誘導
- (6) ゲレンデ整備業務
 - ・圧雪車2台によるゲレンデ圧雪及び整備
- (7) 広報・宣伝・情報提供・案内等
 - ・リーフレット、チラシ、ポスターの作成及び配布
 - 広告媒体を利用した広告宣伝及び催事情報提供
- (8) 駐車場の管理
 - ・駐車場内の車両誘導、安全確保
- (9) 施設の運営
 - ① 業務の適正な実施のため、必要な係員を配置すること
 - ・リフト係員、ゲレンデパトロール員(有資格者)、リフト券販売員、駐車場整理員、圧雪車 運転員等
 - ② 運営に支障をきたさないよう係員の勤務形態を構築すること
 - ③ 係員に対して、施設の管理運営に必要な知識の習得、経験を積むことができる内部研修等の実施または外部研修に参加させること
 - ④ 利用者の安全確保に関すること

- ・危険個所の確認、案内看板の設置等
- ⑤ 毎月の利用状況報告書を作成し、翌月まで市に報告すること
- ⑥ 指定管理者の責任において、必要と考える保険に加入すること。(賠償保険等)
- ⑦ 経理事務、受付、予約業務、帳簿作成業務、その他体制に必要な業務を実施すること
- (10) 施設及び設備の維持管理
 - ① 建物の維持管理
 - ・常に良好な状態を保つこと
 - ② リフト運転室、倉庫等の維持管理
 - ・安全を保つため、常に良好な状態を保つこと
 - ③ 設備の保守管理
 - ・保守管理業務一覧(別紙2)参照のこと
 - ④ 業務に関する諸手続き、資格等の届出
 - ⑤ 業務の報告、記録
- (11) 索道の管理運営
 - ① 当該索道事業は、鉄道事業法第33条に基づく同法施行規則45条の規定により許可された事業であるため、下記事項を遵守するものとする。
 - ※鉄道事業法及び同法施行規則に基づく索道事業譲渡譲受認可申請が必要となります。
 - ア 安全管理規定(索道施設の維持及び運転業務の実施に関する規定)の策定
 - イ 安全統括責任者の選任、届出
 - ウ 索道技術管理者の選任、届出
 - エ 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第4条に規定する索道運転取扱い細則及 び索道施設整備細則の制定、届出
 - オ 鉄道事業法施行規則第38条に規定する受委託の許可申請
 - カ 鉄道事業法施行規則第52条に規定する索道事業の再開
 - キ 鉄道事業法施行規則第51条に規定する索道事業の停止
 - ② 索道施設の変更及び索道施設に関する技術上の基準を定める省令に変更を必要とする場合は、双方協議し、変更許可申請をするものとする。
 - ③ その他索道施設の運営について下記事項を実施するものとする。
 - ・リフト係員等の安全運行、接客マナー等の教育
 - ・索道技術管理者等の技術向上と知識習得のため、運輸局及び地区索道協議会が実施する研修会への参加
 - ・索道施設運行管理業務のため、以下の係員等の配置

安全統括管理者

索道技術管理者

索道技術管理員

- ・施設賠償責任保険(索道に関する)、傷害保険等必要な保険への加入
- ゲレンデ整備を常に実施し、利用者の安全確保とサービスの向上
- (12) 自主事業の運営
 - ① 市及びスキー関係団体等が主催する事業については、協力して事業の展開を図ること
 - ② 誘客対策やスキー技術向上のためのイベント等の開催を検討すること
- 3. 営業準備業務
- (1) リフト握索装置及び機器取り付け
- (2) リフト制動試験・試運転

- (3) リフト支柱防護マット取り付け
- (4) 場内案内看板設置
- (5) 場内危険(滑落)箇所ネット設置

4. 営業終了撤去業務

- (1) リフト握索装置及び機器取り外し
- (2) リフト支柱防護マット取り外し
- (3)場内案内看板取り外し
- (4) 場内危険(滑落)箇所ネット取り外し

大曲地域屋外スポーツ施設及び関連施設 保守管理業務一覧

現在、大曲地域屋外スポーツ施設において実施している保守管理業務及び業務委託先は、次のとおりです。

【施設1】大仙市総合公園野球場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
浄化槽保守点検業務	有限会社堀内清掃工業	月2回	
スコアボード設備保守点検業務	パナソニックESエンジニアリング株式会社	年1回	
警備保障業務	セコム株式会社	通年	
自家用電気工作物保守点検	一般財団法人東北電気保安協会	年12回	
ゴミ収集・運搬業務	加藤産業株式会社	週2回	4~11月
施設内清掃業務	有限会社県南ビルサービス	週1回	
消防設備点検業務	畠山防災設備	年2回	
外野芝管理業務	株式会社大曲スポーツセンター	年6回	5~10月
冬期間の凍結防止、春の開栓業務	大曲施設工業株式会社	年1回	

【施設2】大仙市総合公園テニスコート

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
浄化槽保守点検業務	株式会社富樫清掃	月1回	4~11月
自家用電気工作物保守点検業務	一般財団法人東北電気保安協会	年12回	
消防設備点検業務	畠山防災設備	年2回	
警備保障業務	ALSOK秋田株式会社	通年	
冬期間の凍結防止、春の開栓業務	大曲施設工業株式会社	年1回	

【施設3】大曲ファミリースキー場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
索道整備点検業務	東京索道株式会社	年1回	
警備保障業務	ALSOK秋田株式会社	通年	
駐車場除雪業務	加藤産業株式会社	毎日	12~2月
ゴミ収集業務	加藤産業株式会社	週2回	
清掃業務	商栄株式会社	週4回	12~2月
浄化槽保守点検業務	有限会社堀内清掃工業	月1回	
貯水槽清掃業務	有限会社堀内清掃工業	年1回	
自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人東北電気保安協会	月1回	
自動ドア保守管理業務	株式会社ナブコシステム	年2回	
消防設備点検業務	ALSOK秋田株式会社	年2回	
スキー場ゲレンデパトロール業務	大曲スキー連盟	毎日	12~2月
圧雪車保守点検業務	株式会社湯沢自動車整備工場	年1回	

【施設1】大仙市総合公園野球場 備品一覧

*備品等 (I種) ※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

Vo.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		│ ─ 備考	
0.	四有	<i>></i>	奴里	牌八十尺	市	指定管理者	VIII 77	
1	軽トラック	スズキ	1	H16. 6. 30	0		スズキキャリーKCエアコン-パワステ 車台番号:DA63T-256221	
2	軽トラック	ホンダ	1	H12. 3. 31	0		ホンダアクティーSDX 車台番号: HA7-1013610	
3	乗用草刈機械	BARONESS	1		0			
4	自走式草刈機械	BARONESS	1	H24. 6. 8	0			
5	乗用グラウンド整地機械一式	BARONESS	1		0			
6	ベンチ(木製)		8		0			
7	ベンチ(樹脂)		8		0			
8	担架(4ツ折足付)		1		0			
9	大型掃除機	SASAKI	1		0			
10	吸水ローラー		2		0			
11	吸水スポンジ		2			0		
12	手押し運搬車		8		0			
13	台車		1		0			
14	拡声器	EVERNEW	2			0		
15	簡易スコアボード		1		0			
16	ラインカー (4輪)	TOEILIGHT	3		0			
17	ラインカー (2輪)	Expert	4		0			
18	ピッチングゲージ		4		0		室内用 2 基 2 m×2 m	
19	トスゲージ		3		0		室内用 2 基 2 m×2 m	
20	防球ネット		3		0		2 m×2 m	
21	スチール製バットケース		2		0		ダックアウト	
22	ヘルメット棚(木製)		2		0		ダックアウト	
23	ウレタンベース		5		0		一般3セット、学童2セット	
24	ピッチャープレート		2		0		2段式	
25	ピッチャープレート		4		0		ブルペン用	
26	ピッチャープレート		1			0	少年用	
27	ホームベース		4		0			
28	ホームベース		4		0		ブルペン用	
29	ホームベース		6			0	移動式	
30	コートブラシ		4			0	1 5 0 cm	
31	検尺ロープ (大)	EVERNEW	2			0		
32	検尺ロープ (小)	EVERNEW	1			0		
33	グラウンドレーキ 1		11			0	熊手	
34	グラウンドレーキ 2		15			0	W= 9 0 0	
35	グラウンドレーキ 3		20			0	W= 6 0 0	
36	シャベル		10			0		
	巻尺 (50m)	タフミック	1			0		
	ストッカー (青)		1		0		石灰用	
39	2人用ロッカー	KOKUYO	1		0			
40	3人用ロッカー	KOKUYO	1		0			
41	4人用ロッカー	KOKUYO	1		0			
42	6人用ロッカー	KOKUYO	8		0			
43	クリーンロッカー	1	1		0		清掃用具入れ	
	<u></u> 折りたたみテーブル		12		0		1 8 0 0 × 4 5 0 × 7 0 0	
	和机	KOKUYO	4		0		2 - 1 - 3 - 3	
	<u> 折りたたみ椅子</u>	-1011010	37		0		ミーティング	
	折りたたみ椅子	+	28		0	+	本部	

*備品等(I種)※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

49 50	品名 <u></u> 壁掛ホワイトボード	メーカー	数量	購入年度		1	/## # *
49 50	陰掛まり ノトボード				市	指定管理者	備考
50	型掛かり イトかート		2		0		6 0 0 × 9 0 0
	壁掛ホワイトボード(月予定表)		1		0		1 2 0 0 × 9 0 0
1	ホワイトボード (キャスター付)		2		0		1 8 0 0 × 9 0 0
51	掲示板(ピンタイプ)		1		0		
52	傘立て (折りたたみ型)		1		0		
53	スチール物品棚		2		0		
54	スチール物品棚		5		0		倉庫
55	木製物品棚		4		0		倉庫
56	作業用ヘルメット棚(木製)		1		0		事務所
57	診察室用器械戸棚	KOKUYO	1		0		
58	病院用一般ベット		1		0		
59	病院用一般マットレス		1		0		
60	診察用椅子		1		0		
61	キャスター付き脱衣籠		1		0		
62	救急箱		1			0	
63	ダストボックス (スチール)		3			0	
64	ダストボックス (樹脂)		12			0	
65	玄関マット		1			0	1. 8 m×1. 8 m
66	事務机		3		0		
67	事務机用椅子		3		0		
68	システムデスク		2		0		
69	ビジネスチェアー		3		0		
70	テレビ	Panasonic	1			0	2 9型
71	多機能電話機	Panasonic	1			0	
72	マイクロフォン		1		0		
73	ワイヤレスマイク		1		0		
74	卓上マイク		2		0		
75	卓上マイクスタンド		1		0		
76	床上マイクスタンド		1		0		
77	スチール書庫(ガラス戸)		3		0		
78	スチール書庫		3		0		
79	ガスコンロ	Rinnai	1		0		
80	食器棚(木製)		1		0		
81	お茶道具セット		1			0	
82	電気ポット	ZOJIRUSHI	1			0	
83	冷蔵庫		1		0		
84	超小型クローラショベル		1		0		ブルドーザー
85	トイレオイルヒーター	エレクトロラックス	2		0		
86	ブルーヒーター	CORONA	2		0		
87	ファンヒーター	CORONA	2		0		
88	製氷機	SANYO	1		0		
89	エアコン	CORONA	2		0		
90	エアコン	National	2		0		
91	バッティングゲージ		1		0		
92	除雪機		1		0		
93	CDラジカセ	パナソニック	1			0	
94	動噴		1			0	
95	刈払い機		2		0		
96	プレート型転圧機		1		0		

【施設2】大仙市総合公園テニスコート 備品一覧

*備品等(I種)※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

NT	П <i>Б</i>) 45	数量	購入年度	更新時の責任分担		/##: #Z.
No.	品名	メーカー	数里 · 購八千及	市	指定管理者	備考	
1	片袖机	PLUS	1		0		LA-106A-3
2	椅子	PLUS	1		0		KC-NE02SEL
3	時計	シチズン	1		0		8MG681-018
4	折りたたみ椅子	PLUS	10		0		FC-521E
5	片開き保管庫(ベース共)	PLUS	1		0		L5-140AC
6	ホワイトボード (壁掛け)	PLUS	1		0		NW-34NS
7	電気ポット	象印	1			0	CD-LD25335-04E
8	会議用テーブル	PLUS	2		0		YT-e620T
9	掃除機	アマノ	1			0	JT-5N
10	小型手提金庫	PLUS	1			0	CB-050G
11	箱形灰皿	PLUS	1			0	0S-225
12	ホワイトボード (壁掛け)	PLUS	1		0		NW-36SA
13	屑入れ	PLUS	3			0	DM-380RS
14	傘立て	PLUS	1			0	SW-401R
15	長椅子	PLUS	2		0		LS-863N
16	オープン棚	ライオン	1		0		EW-07K
17	放送設備	TOA	1		0		TA-2060他
18	電話機	NTT	1			0	770BL0
19	折りたたみ椅子		12		0		
20	会議用テーブル		8		0		
21	テニスネット一式		12		0		
22	テニスコートブラシ		19			0	
23	審判台		12		0		
24	屋外ベンチ		36		0		

*備品等(I種)※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

NI.		メーカー	*/- 具.	*** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	更新時の責任分担		備考	
No.	品名	メーガー	数量	購入年度	市	指定管理者	1佣 考	
1	圧雪車		1		0		SRH-240-Ⅱ型	
2	除雪車		1		0		SE311D	
3	丸椅子		25		0		CK747R	
4	電話台		1		0		TT-12R	
5	事務用机		2		0		SD-BN1074A	
6	事務用椅子		1		0		CR-2	
7	事務用椅子		1		0		CR-3N	
8	クリーンロッカー		2		0		CLK-45AY	
9	パイプ椅子		22		0		CF-MISN	
10	テーブル		2		0		BT-SI5T	
11	テーブル		1		0		SD-BNM76F	
12	キャビネット		3		0		S-D3605AY	
13	ビジネスキッチン		2		0		BK-1	
14	黒板		2		0		FB-23MD	
15	ロッカー		2		0		LK-8	
16	食堂テーブル		32		0		BT-163M	
17	食堂椅子		128		0		CK781B781	
18	三つ折りベット		1		0			
19	手提げ金庫		2			0	CB-3G	
20	セールスマンデスク		2		0		SD-S445	
21	FFストーブ		3		0		FF-15G7	
22	FFストーブ		1		0		400-TS7	
23	無線機移動局		1		0		EF-2117RA	
	無線機形態局		3		0		EK-2130AT	
25	救助用スノーボード		1		0		2 m (ソリ)	
	チェーンブロック		1		0		3 t	
27	インパクト		1		0		WH22	
28	大型時計		1		0			
	ブラインド		3			0		
30	書庫		1		0		S3351	
31	コピー		1		0		FC-20	
32	シェルフ		1		0		4段	
	作業台		3		0			
34	炊飯器		1		0		PR101CS	
	炊飯器置台		1		0			
	瞬間湯沸器		1		0		RUS53FT	
	一層タンク		1		0			
	冷凍冷蔵庫		1		0		NSPRE1261C	
	ガスレンジ		1		0		GRA12640B	
	ローレンジ		1		0		GTA0962B	
	ゆで麺器		1		0		2層式	
	スープウォーマー		1		0			
43	浸透層		1		0			
44	二層タンク		1		0			
	オーバーシェルフ		1		0			
40	A 1. V ±/V /		1	<u> </u>	U			

*備品等(I種)※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

N		, 4	¥4. ■.	r# 1 左 安	更新時の	責任分担	/## #Z.
No.	品名	メーカー	数量	購入年度	市	指定管理者	備考
46	水切り台		1		0		
47	戸棚		1			0	
48	石油ストーブ		1			0	0S-23CD
49	ラジオ		1			0	RF-584-K
50	200V変圧器		1		0		
51	インパクトドライバー		1			0	DQ-2032
52	サンポットFF		1		0		FF-15GBF-D
53	サンポットFF		1		0		FF-15G7
54	圧雪車		1		0		SRH-180-1045
55	レーザープリンター		1			0	
56	スノーモービル	ヤマハ	1		0		89W-00587
57	発電機	クボ∮HA2200	2		0		クホ゛タHA2200
58	テスター	D I - 2 6	1			0	D I - 2 6
59	ビデオカメラ	ナショナル	1			0	

大仙市加入プランは契約類型「2」です











全国町村会 総合賠償補償 保険制度のあらまし

2020年版

賠償責任保険

保険の対象とする業務(自治体業務)

町村等業務

- 1. 町村等施設の保守・管理業務
- 2. 自然公物の管理業務 (ただし、判決・和解などにより明らかに賠償責任がありと判断される場合にかぎります。)
- 3. 学校教育業務
- 4. 社会福祉業務
- 5. 社会教育業務
- 6. 社会体育業務
- 7. 工事発注・施工等の業務
- 8. 予防接種業務
- 9. 健診等業務
- 10. その他町村等の行う業務 (政策、事業または事務の企画、立案または策定を除きます。)

対象としない業務

- 1. 許可、認可、命令その他の行政処分
- 2. 医療業務 (健診等の保健・福祉事業にかかる業務を除きます。)
- 3. 消防、救急、治安または災害救助の業務
- 4. 治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、 土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、 策定に関する業務
- 5. 強制執行または即時強制

保険の対象とする生産物(自治体生産物)

保険の対象とする施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品。

ただし、輸出生産物、医薬品・医療機材は除きます。

また、効能不発揮による賠償責任および自治体生産物自体に生じた損害の賠償責任は対象外です。



保険の対象とする受託物(自治体受託物)

保険の対象とする施設において、住民等から預り管理する受託物の損壊による、受託主に対する 賠償責任を対象とします。現金・有価証券・美術品・骨董品・自動車等は対象外です。

指定管理者制度の取扱い

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、2011年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、本保険の対象外となります。

町村等から業務委託を受けた私人(有償ボランティアを含む)の取扱い

2020年4月1日より、町村等から業務委託を受けた私人(有償ボランティアを含む)を賠償責任保険の被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険の対象とします。詳細は手引きをご確認ください。



賠償責任保険

町村等が次の事故により、「住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合」において、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 町村等が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵(かし)に起因する偶然な 事故
- ❷ 町村等の業務遂行に起因する偶然な事故
- ❸ 町村等が自治体施設において生産、販売または提供する飲食物および その他の製品に起因する偶然な事故
- ❷ 町村等が、住民等から受託する財物に起因する偶然な事故 など

また、次の行為により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- 2 □頭、文書等の表示行為による名誉き損またはプライバシー侵害 など

保険の対象とする抗	施設(自治体施設)	e aprilio e per proceso de la compansa de la compa La compansa de la co
町村等施設	1. 事務所・建物	本庁舎、支所、出張所等の庁舎
	2. 学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼 稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
	3. 福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、 身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、 特別養護老人ホーム等
	4. 保養施設	国民宿舎等
	5. 文化施設	公会堂、公民館、図書館、博物館等
	6. スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、 ゲートボール場、格技場、弓道場等
	7. 産業施設	農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等
	8. 生活環境施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等
	9. 道路	道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧 道およびその他の道路
	10. 公園	児童公園等
	11. 港湾・漁港	港湾施設および漁港施設
	12. 住宅施設	公営住宅、官舎等
	13. その他の施設	その他の建造物および工作物
対象とならない施設	医療施設	病院、診療所等の医療施設 療養型病床群等介護保険事業の医療施設 ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する場合を 除きます。

契約類型別保険金額および保険料分担金率

(取扱上の注意事項)

- (1) 賠償責任保険と補償保険は、併せて保険金が支払われます。
- (2) 予防接種保険においては、「予防接種賠償責任保険 (A保険)、「法定救済措置 費用保険 (B保険)」および「行政措置災害補償保険 (C保険)」がセットとなっ ています。
- (3)補償保険の入院・通院日数による保険金額は下表のとおりです。入院保険金と 通院保険金の両方の支払いはできませんので、入院と通院を伴う傷害の場合 は、どちらか一方を請求してください。



賠償責仟保降(身体賠償)

1. 契約類型別保険金額(限度額)

/	バナルバス (ン)	1477日1月/				
	保険金額					
契約類型	1名	1事故(*)				
5,000万円型	5,000万円	5億円				
1億円型	1億円	10億円				
1.5億円型	1.5億円	15億円				
2億円型	2億円	20億円				
3億円型	3 億円	30億円				

賠償責任保険(財物賠償)

C		. ,		(() () () () () () ()
	保険:	金額		保険金額
契約類型	1名	1事故(*)		自己負担額なし
5,000万円型	5,000万円	5億円	契約類型	(免責金額)
1億円型	1 億円	10億円	1,000万円型	1,000万円
1.5 億円型	1.5億円	15億円	2,000万円型	2,000万円
2億円型	2億円	20億円		
3億円型	3億円	30億円	1億円型	1 億円
(※) 土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍が限度となります。				

健診賠償保険

保険金額	
医療行為上の事故	
対人1事故 1億円	
年間総額 3億円	
自己負担額 なし	

医療施設 ^(※) の事故
対人1名 1億円
対人1事故 2億円
対物1事故 1,000万円
人格権1名 1,000万円
人格権1事故 1億円
人格権年間総額 1億円
自己負担額 なし

(※) 保健・福祉事業の医療等 業務を行う場合にのみ対 象となります。



予防接種保険(賠償責任保険にセット)

(※) 人格権侵害については1名100万円限度、年間1,000万円限度となります。

A 保険

1億円

自己負担額

(免責金額) なし

支払限度額 1事故につき 保険期間

(賠償責任保険)	B∯
----------	----

B保険	(法定救済措置費用保険)

度額 保険期間中	
	A類 臨時
3億円	
自己負担額 (免責金額) なし	割類
•	

	保険		
	死亡保険金		障害保険金
A類疾病および 臨時接種	1,100.0万円	1級 2級 3級	1,100.0万円 732.5万円 559.0万円
B類疾病	生計維持者の場合 548.9万円 生計維持者以外の場合 183.3万円	1級 2級	548.9万円 365.9万円
新たな臨時接種	生計維持者の場合 855.0万円 生計維持者以外の場合 642.5万円	1級 2級 3級	855.0万円 569.4万円 434.3万円

C保険(行政措置災害補償保険)

保険金額		
死亡補償保険金	障害補償保険金	
4,400万円	1級 4,400万円 2級 2,929.9万円 3級 2,236.7万円	

B保険とC保険の保険金額は2019年4月1日時点のものです。



個人情報漏えい保険

賠償責任

契約型	年間支払限度額
1億円型	1億円
2億円型	2億円

対応費用 (プロテクト費用)

V3100 E-5113 / 5	/ / E-Sc/10/
1 事故	年間支払 限度額
1,000万円	3,000万円

※精神的苦痛に対する賠償は個人情報1件につき30万円限度。 ※対応費用は縮小てん補割合90%。



補償保険(医療補償保険を含みます。)

契約		保険金額		
類型	死亡	後遺障害	入院	通院
I型	200万円	8万円~200万円	1万円~15万円	1万円~6万円
II型	500万円	20万円~500万円	1万円~15万円	1万円~6万円
Ⅲ型	500万円	20万円~500万円	2万円~30万円	0.5万円~12万円

	公址就	小小人
	保険金額	Į
一般会	計歳入額	iの20%

入院医療補償保険金の内訳

入院日数	I・II型	Ⅲ型						
1~5⊟	1万円	2万円						
6~15⊟	3万円	6万円						
16~30⊟	6万円	12万円						
31~60⊟	9万円	18万円						
61~90⊟	12万円	24万円						
-207日以上	15万円	30万円						

通院医療補償保険金の内訳

通院目数	I・II型	工型
1~58		0.5万円
6~15⊟	1万円	2万円
16~30⊟	3万円	6万円
31~60⊟	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円

2.契約類型番号および保険料分担金率(1年間につき住民1人あたり)

以下の契約類型から1種類を選択して加入してください。

契約類型	身体賠償	財物賠償	健診賠償	予防接種	公金総合	補償保険	個人情報	用費和放	保険料分担金率
1	5,000万円	1,000万円	O	O	O		1億円	0	48.4円
2	5,000万円	1,000万円	0	0	0	I型	1億円	0	56.4円
- 3	1億円	2,000万円	0	0	, O	I型	1億円	0	67.9円
4	1億円	2,000万円	0	0	0	Ⅱ型	1億円	0	75.4円
5.	1.5億円	2,000万円	0	Ο	0	I型	1億円	0	76.5円
6	1.5億円	2,000万円	0	0	0	Ⅱ型	1億円	0	84.0円
7	2億円	2,000万円	0	- O	o O	□型	2億円	0	87.2円
8	2億円	2,000万円	0	0	0	Ⅲ型	2億円	0	91.8円
9	2億円	1億円	0	O	0	Ⅲ型	2億円	0	93.1円
10	3億円	1億円	0	0	0	Ⅲ型	2億円	0	100.8円

近年、損害賠償事故の認定損害額は高額化しております。この機会に、高額賠償事故への備えとして十分な保険金額の契約類型へのご加入をご検討ください。

保険期間

契約は2020年6月1日午前0時から2021年5月31日午後12時までの1年間です。

なお、保険期間の中途で契約類型を変更する場合には、町村等が保険料分担金を都道府県町村会に送金した日の午後4時から2021年5月31日午後12時までとなります。

加入手続き

本保険に加入を希望する町村等は、前述の「契約類型」をご参照のうえ、契約類型を1つ選択してください。 保険期間開始前に「加入依頼書」に所定事項を記入し、保険料分担金を添えて都道府県町村会あてに送付して ください。

保険料分担金の算出

本保険に加入する町村等は、加入時点(6月1日更新加入の場合は4月1日現在)で把握される「住民基本台帳」に基づく人口統計による住民の数に保険料分担金率を乗じて算出してください。

- (注)加入後、町村人□に増減があったとしてもその年度における保険料分担金の精算は行いません。
- (注)都道府県町村会が保険料分担金を受領後、領収印を押印した加入依頼書の町村返送用が返送されます。これは保険料分担金領収書兼加入証の役割を果たしますので、大切に保管してください。

なお、予算措置等のやむを得ない事情により、 後日契約類型を変更する場合には、再度「加入 依頼書(様式第1号)」に所定事項を記入し、変 更前後の保険料分担金率の差を未経過月数で月 割した額に保険期間開始時の住民数を乗じた金 額を記入のうえ、都道府県町村会へ提出すると ともに、追加保険料を送金してください。

計算例

[契約類型8] に加入する場合、その町の人口が10,866人であれば、 払い込む1年間の保険料分担金は以下のとおりです。

「契約類型8」 = 91.8円

10,866人 × **91.8**円 = 997,498.8 ≒ **997,499**円

(円未満四捨五入)

景算例

「契約類型8」から「契約類型10」に変更する場合(10月3日付け)

- ・未経過期間=10月3日から5月31日まで(**8か月**)
- ・未経過期間に対応する保険料分担金

変更前: 「契約類型 8」 = 91.8円

変更後:「契約類型10」= 100.8円

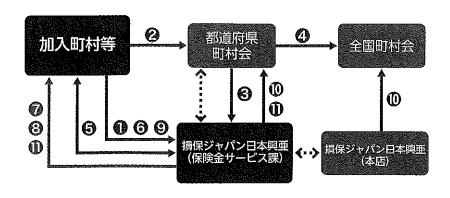
 $(100.8 - 91.8) \times 8/12 = 6.0$

(10銭未満四捨五入)

10,866人 \times 6.0円 = 65,196円

(住民数) (追加保険料)

事故が発生した場合〈事務対応手続の事務フロー〉



- 事故連絡(電話)
- ②「事故報告書」ABCを送付
- ❸「事故報告書」 ⑥を送付
- ④「事故報告書」◎を送付
- 6 事故調査・打合せ
- 6 保険金請求
- 保険金支払い
- ❸ 保険金送金ご案内
- 補償金領収書(補償保険の場合)
- 支払保険金明細書
- 1 対象外事故通知書

⟨・・・・⟩ 打ち合わせ・連絡等

- ●万一事故が発生した場合は、ただちにお近くの損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課まで電話でご連絡ください。
- ●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

- ●示談交渉および個人情報漏えい対応費用の支払いは、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金・対応費用等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ●賠償保険金として支払いの対象となるものは次のとおりです。
 - ①被害者に対する損害賠償金(示談金または判決額)
 - ②損害防止軽減・緊急措置に要した費用(個人情報漏えい保険は対象外)
 - ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 (損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)、第三者に対する求償権の保全に要した費用、等

引受幹事保険会社・取扱代理店 連絡先

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-9588°

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の許可等を前提として、 2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

取扱代理店

株式会社千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 TEL 03-5512-4750

このあらましは概要を説明したものです。詳細につきましては、「全国町村会総合賠償補償保険制度の手引」をご参照くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、このあらましに記載の内容は2019年8月時点のものです。規定・法令の改定などにより変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

【資料】

大曲総合公園野球場施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	備 考
	利用件数(件)	246	231	235	
	利用者数(人)	15, 008	12, 863	12, 900	
利	利用料金収入(円)	723, 239	645, 664	700, 000	
用料	その他の収入(円)	152, 815	14	10	
収入	自動販売機収入 (円)	206, 411	218, 922	219, 990	
等	自動販売機電気料(円)				
	収入合計(円)	1, 082, 465	864, 600	920, 000	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

<u> </u>					
項	項目		令和元年度	令和2年度 (見込み)	備 考
	賃金	4, 337, 563	4, 043, 516	4, 120, 000	
人件費	社会保険料	397, 336	390, 412	400,000	
	指定管理施設の 電気料	861, 867	897, 127	900, 000	
	自動販売機電気料				
需用費	上下水道料	535, 900	507, 837	508, 000	
1111/119	燃料費	109, 372	141, 915	120, 000	
	修繕料	67, 000	184, 000	70, 000	
	消耗品費	121, 256	157, 947	150, 000	
	電話料	97, 529	94, 434	98, 000	
役務費	郵便料	3, 262	8, 180	8, 200	
	保険料	135, 550	109, 160	110, 000	
原本	材料費	319, 395	333, 598	320, 000	
委	託料	2, 839, 849	2, 502, 876	2, 700, 000	
使用料	使用料及び賃借料				
備品購入費					
消費税					
租税公課		10, 505	2	10, 500	
7	の他	396, 141	723, 172	575, 000	
	計	10, 232, 525	10, 094, 176	10, 089, 700	

【資料】

大曲総合公園テニスコート施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	備 考
	利用件数(件)	11, 596	11, 675	11,670	
	利用者数(人)	26, 144	22, 323	22, 300	
利	利用料金収入(円)	1, 417, 898	1, 638, 201	1, 600, 000	
用料	その他の収入(円)	360, 579	4, 802	0	
収入	自動販売機収入(円)		379, 522	380, 000	
等	自動販売機電気料(円)				
	収入合計(円)	1, 778, 477	2, 022, 525	1, 980, 000	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

	<u>甲位:円</u>				
Ţ	項目		令和元年度	令和2年度	備 考
				(見込み)	
人件費	賃金	2, 497, 106	2, 716, 655	2, 741, 000	
八件負	社会保険料	76, 326	121, 609	121, 600	
	指定管理施設の 電気料	860, 479	788, 930	800,000	
	自動販売機電気料				
需用費	上下水道料	59, 473	95, 276	90,000	
111717	燃料費	0			
	修繕料	15, 500	56, 630	50,000	
	消耗品費	44, 307	49, 163	50,000	
	電話料	50, 995	57, 166	58, 000	
役務費	郵便料	1,631	1,063	1,600	
	保険料	19, 040	19, 040	19, 000	
原	材料費	122, 205	123, 197	129, 700	
仕力	人材料費	296, 888	214, 167	215, 000	
挈	季託料	494, 228	510, 408	510,000	
使用料	使用料及び賃借料				
備品購入費					
消費税					
租税公課					
-	その他	12, 456	14, 792	14, 600	
	計·	4, 550, 634	4, 768, 096	4, 800, 500	

【資料】

大曲ファミリースキー場施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	備 考
	利用件数(件)	9, 807	0	9,800	
	利用者数(人)	9, 807	0	9,800	
利	利用料金収入(円)	6, 661, 830	74, 891	6, 662, 000	
用料	その他の収入(円)	864, 934	84, 751	881,000	
収入	自動販売機収入(円)	80, 665	3, 989	80,000	
等	自動販売機電気料(円)				
	収入合計(円)	7, 607, 429	163, 631	7, 623, 000	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

					単位:円
3	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	備 考
1 /u. #	賃金	8, 494, 148	6, 757, 320	8, 636, 000	
人件費	社会保険料	852, 027	664, 345	860,000	
	指定管理施設の 電気料	1, 702, 611	1, 525, 480	1, 700, 000	
	自動販売機電気料				
需用費	上下水道料	198, 368	92, 640	200, 000	
	燃料費	599, 349	122, 011	600,000	
	修繕料	102, 830	54, 550	103, 000	
	消耗品費	37, 746	46, 227	40,000	
	電話料	147, 490	134, 014	150,000	
役務費	郵便料	6, 855	28, 763	6, 900	
	保険料	231, 000	222, 440	231,000	
原	材料費	59, 238	34, 848	60,000	
仕	入材料費	155, 755	138, 522	156, 000	
ļ	賄材料	469, 319	105, 619	470,000	
4	委託料	2, 276, 882	2, 069, 198	2, 280, 000	
使用料	使用料及び賃借料				
備。	備品購入費				
ì	消費税				
印》	印刷製本費		120, 900	120, 000	
租税公課		18, 197	1, 289	18, 200	
-	その他		481, 469	630, 900	
	計	15, 997, 591	12, 599, 635	16, 262, 000	

◎基準費用額 大仙市総合公園野球場

項目	項目	金額(円)	積算根拠
	利用料金収入	724, 000	
	その他の収入		
利用料収入等 (税抜き)	自動販売機収入	208, 000	
	自動販売機電気料	24, 000	@3,000円×8ヶ月=24,000円
	小計	956, 000	
項目	項目	金額(円)	積算根拠
	人件費	5, 389, 000	
年間維持 管理費用 (税抜き)	賃金※	5, 064, 000 325, 000	常勤 ③責任者(4~11月、午前8時~午後5時) 897円×8 h×22日×8ヶ月=1,262,976円 ○責任者補助(4~11月、午前8時~午後5時) 897円×8 h×10日×8ヶ月=574,080円 パート ○早朝かずウント・キーハ・ (4~10月、午前5時~午前9時) 836円×4h×15日×7ヶ月×1人=351,120円 ○夏期かずウント・キーハ・ (4~10月、午前8時~午後5時) 836円×4h×15日×7ヶ月×3人=2,106,720円 ○夏期室内練習場(4~10月、午後5時~午後9時) 836円×4h×15日×7ヶ月×3人=2,106,720円 ○夏期室内練習場(4~10月、午後5時~午後9時) 836円×4h×15日×7ヶ月×1人=351,120円 ○冬期室内練習場(11~3月、午後5時~午後9時) 836円×4h×25日×5ヶ月×1人=418,000円 ◎合計5,064,016円 事業主負担分(標準月額報酬:160,000円) ○健康保険料160,000円×12.04%×1/2×12ヶ月=115,584円 ○厚生年金保険料160,000円×18.300%×1/2×12ヶ月= 175,680円 ○子ども・子育て拠出金拠出160,000円×0.36%×12ヶ月= 6,912円 ○労働保険 労災保険料(その他各種事業)3/1000・・① 雇用保険料 6/1000 (一般の事業)・・・② ①十②=9/1000 (0.9%) 160,000円×0.9%×12ヶ月=17,280円 ○健康診断料 10,000円
	需用費	2, 589, 000	
	指定管理施 設の電気料	900, 000	75,000円×12ヶ月=900,000円
	自動販売機 電気料	24, 000	@3,000円×8ヶ月=24,000円
	上下水道料	582, 000	上水道料金(口径75mm・年間800m³使用) ○ 5 ~ 9 月 (基本34,570円+(従量210円×50㎡) + (従量210円×40㎡)) ×5ヶ月=267,350円 ○ 4 月、10~3月 (基本34,570円+(従量210円×50㎡)) ×7ヶ月 =315,490円 ◎合計582,840円

項目	項目	金額(円)	積算根拠
	燃料費	181,000	※大仙市総合公園テニスコートの燃料費を大仙市総合公園 野球場に置き一体で管理する ○灯油 暖房用 82円×1,200%≈=98,400円 ○レギュラーガソリン 除雪機 134.5円×250%≈=33,625円 軽トラック 134.5円×200%≈=26,900円 ○混合油 草刈機 200円×25%≈=5,000円 ○LPガス 給湯器 (区分別基本1,080円+(区分別契約409円 ×1㎡))×12ヶ月=17,868円 ◎合計181,793円
	修繕料	200, 000	小破修繕 ※大仙市総合公園テニスコートの修繕料を大仙市総合公園 野球場に置き一体で管理する
	消耗品費	702, 000	野球場芝管理用薬剤、事務用品、トイレットペーパー、電球等 ※大仙市総合公園テニスコートの消耗品費を大仙市総合公園野球場に置き一体で管理する
年間維持	役務費	124, 000	
中间維持 管理費用 (税抜き)	電話料	120,000	@10,000円×12ヶ月
(1)1111/2 (2)	郵便料	4, 000	
	保険料※	0	
	委託料	1, 738, 000	 ○浄化槽保守点検業務124,008円 ○スコアボード設備保守点検業務408,000円 ○警備保障業務370,080円 ○自家用電気工作物保守点検業務145,800円 ○施設内清掃業務275,001円 ○消防設備点検業務193,500円 ※テニスコート含む ○ゴミ収集・運搬業務168,000円 ※テニスコート含む ○凍結防止業務54,000円 ◎合計 1,738,389円
	使用料及び 借り上げ料	0	
	原材料費	600,000	土、砂等 ※大仙市総合公園テニスコートと大曲ファミリースキー場の原材料費を大仙市総合公園野球場に置き一体で管理する
	印刷製本費	5, 000	リーフレット等印刷
	小計	10, 445, 000	2
差引額	2-1	9, 489, 000	3
消費税(③	× 1 0 %)	948, 900	4
令和3年度以降	の基準費用額	10, 437, 900	3+4

注1:利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

項目	項目	金額(円)	積算根拠
	利用料金収入	1, 418, 000	
	その他の収入		
利用料収入等 (税抜き)	自動販売機収入	382,000	
	自動販売機電気料	20,000	@2,500円×8ヶ月=20,000円
	小計	1, 820, 000	①
項目	項目	金額(円)	積算根拠
	人件費	2, 889, 000	
	賃金※	2, 889, 000	施設管理 ○パート (4~11月、日中、夜間、午前7時~午後9時) 836円×14h×12日×8ヶ月=1,123,584円 ○パート平常(4月~11月、日中、夜間、午前8時~午後9時) 836円×12 h×22日×8ヶ月=1,765,632円 ⑤合計 2,889,216円
	社会保険料※	0	※前回は計上なし
	需用費	920, 000	
	指定管理施 設の電気料	900,000	テニスコート 75,000円×12ヶ月=900,000円
	自動販売機 電気料	20,000	@2,500円×8ヶ月=20,000円
	上下水道料	0	※大曲ファミリースキー場に含む (同一メーター)
	燃料費	0	※燃料費を大仙市総合公園野球場に置き一体で 管理する
年間維持 管理費用 (税抜き)	修繕料	0	※修繕料を大仙市総合公園野球場に置き一体で 管理する
(1761)	消耗品費	0	※消耗品費を大仙市総合公園野球場に置き一体で 管理する
	役務費	63, 000	
	電話料	60,000	@5,000円×12ヶ月
	郵便料	3,000	
	保険料※	0	
	委託料	500, 000	○テニスコート 浄化槽保守点検業務98,880円 自家用電気工作物保守点検業務132,240円 消防設備点検業務 ※大仙市総合公園野球場の 契約に含む ゴミ収集・運搬業務 ※大仙市総合公園野球場の 契約に含む 警備保障業務 203,200円 冬期間の凍結防止業務66,000円 ◎計 500,320円

項目	項目	金額(円)	積算根拠
	使用料及び 借り上げ料	0	
	原材料費	0	※原材料費を大仙市総合公園野球場に置き一体で 管理する
年間維持 管理費用	印刷製本費	0	
(税抜き)	備品購入費	0	
	小計	4, 372, 000	2
差引額②一①		2, 552, 000	3
消費税 (③×10%)		255, 200	4
令和3年度以降	降の基準費用額	2, 807, 200	3+4

注1:利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額 大曲ファミリースキー場

項目	項目	金額(円)	積算根拠
	利用料金収入	6, 662, 000	
	その他の収入	873, 000	ロッジ内食堂収入
利用料収入等 (税抜き)	自動販売機収入	73, 000	
	自動販売機電気料	24, 000	3台×5ヶ月
	小計	7, 632, 000	
項目	項目	金額(円)	積算根拠
	人件費	9, 460, 000	
	賃金※	8, 730, 000	常勤職員 安全統括管理者 @292,600円×5ヶ月=1,463,000円 索道技術管理者 @292,600円×5ヶ月=1,463,000円 常勤職員®897円×8h×21日×4ヶ月×2人=1,205,568円 季節雇用 チケット販売 @836円×8h×75日=501,600円 ゲレンデ整備 @952円×8h×75日×2人=1,142,400円 乗客監視等 @897円×8h×75日×4人=2,152,800円 食堂(パート) @836円×6h×40日×4人=802,560円 ③合計 8,730,928円
年間維持 管理費用 (税抜き)	社会保険料※	730, 000	事業主負担分(標準月額報酬:300,000円) ○健康保険料 300,000円×12.04%×1/2×5ヶ月×2人=180,600円 ○厚生金保険料 300,000円×18,300%×1/2×5ヶ月×2人=274,500円 ○子ども・子育て拠出金 300,000円×0.36%×5ヶ月×2人=10,800円 ○労働保険料、雇用保険料 労働保険率3/1,000(その他各種事業)・・・① 雇用保険率6/1,000(一般の事業)・・・② ①十②=9/1,000(0.9%) 300,000円×0.9%×5ヶ月×2人=27,000円 ○健康診断料 10,000円×2人=20,000円 合計512,900円
			 ◎常勤職員2人 事業主負担分(標準月額報酬:150,000円) ○健康保険料 150,000円×12.04%×1/2×4ヶ月×2人×=72,240円 ○厚生年金保険料 150,000円×18.300%×1/2×4ヶ月×2人=109,800円 ○子ども・子育て拠出金 150,000円×0.36%×4ヶ月×2人=4,320円 ○労働保険料、雇用保険料 労働保険率3/1,000(その他各種事業)・・・① 雇用保険率(1,000(-の般の事業)・・・② ①十②=9/1,000(0.9%) 150,000円×0.9%×4ヶ月×2人=10,800円 ○健康診断料 10,000円×2人=20,000円 合計217,160円 ◎総計730,060円

	需用費	3, 343, 000	
	指定管理施 設の電気料	1, 920, 000	160,000円×12ヶ月=1,920,000円
	自動販売機電気料	24, 000	3台×5ヶ月
	上下水道料	339, 000	※大仙市総合公園テニスコートと一括で管理する(同一メーター) 上水道料金(口径40mm・月100㎡使用) (基本5,650円+(従量210円×50㎡) +(従量242円×50㎡)×12ヶ月=271,200円
	燃料費	810, 000	 ●軽油 圧雪車 122.5円×3,200% = 392,000円 ○レギュラーガソリン スノーモービル 134.5円×200% = 26,900円 ○灯油 暖房 82円×3,600% = 295,200円 ○LPガス 厨房 309円×78㎡×4ヶ月=96,408円 ⑥合計 810,508円
	修繕料	200, 000	小破修繕200,000円
	消耗品費	50, 000	事務消耗品、トイレットペーパー等
	役務費	360,000	
年間維持	電話料	150, 000	
管理費用 (税抜き)	郵便料	10, 000	
	保険料※	200, 000	・圧雪車・スノーモービル保険等
	委託料	1, 923, 000	●警備保障業務312,000円 ●浄化槽保守点検等業務244,500円 ●受水槽清掃業務90,000円 ○清掃業務349,980円 ○ごみ収集業務48,000円 ○自動ドア定期保守点検業務37,000円 ○リフト整備点検業務110,000円 ○自家用電気工作物定期保守業務89,320円 ○駐車場除雪業務600,000円 ○消防設備点検業務43,000円 ○合計1,923,800円
	使用料及び 借り上げ料	76, 000	USEN音楽放送サービス業務
	広告宣伝費	30, 000	広告等
	賄材料費	500, 000	食堂仕入等
	原材料費	0	※原材料費を大仙市総合公園野球場に置き一体で 管理する
	印刷製本費	10,000	
	備品購入費	0	
	小計	15, 702, 000	2
差引額	[2-1]	8, 070, 000	3
消費税(③	× 1 0 %)	807, 000	4
令和3年度以降	4の基準費用額	8, 877, 000	3+4

注1:利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

